

通所介護サービスに関する契約書別紙 兼 重要事項説明書 (楽楽館)

1. サービスの内容

ご利用場所	楽楽館	住所	松戸市新松戸7-536-1
介護保険事業所番号	1271202986		
営業日	夏季休暇・年末年始休暇・日曜日を除く毎日(土・祝日も営業)		
ご利用時間	午前9時から午後4時15分の間		
1ヶ月のご利用可能回数	要支援1の方又は事業対象者で要支援1相当の方…毎週1回まで 要支援2の方又は事業対象者で要支援2相当の方…月6回～7回 要介護の方…回数に制限はありませんが、区分支給限度基準にご留意ください。		
ご利用可能施設	相談室 静養室 浴室 食堂・機能訓練室 送迎車両		
介護サービスの内容	入浴介助、食事介助、排泄介助、移動時の介助、近場への遠足時の介助、レクリエーションの支援などを行います。		
食事等	昼食 12:00 おやつ 15:30		
入浴	主に午前中にご利用いただきます。 お客様の体調により清拭となる場合があります。 なお、当館は個浴のお風呂が一つのため、身体的理由ないし認知症によりご自宅での入浴が困難な方を対象にご利用頂いています。ご自宅での入浴が可能な方はできるだけご自宅での入浴をお願い致します。		
機能訓練	平行棒を利用した歩行訓練・スクワット、セラバンドを使用した筋力トレーニング、イスに座った体操、マッサージなど生活機能改善を目的とした機能訓練を行います。		
レクリエーション	工作、手芸、絵画、書道、社交ダンス、お菓子作り、囲碁・将棋・麻雀・トランプなどのゲーム、公園やお花見などの外出、レストランや回転寿司、中華料理店での昼食など様々なレクリエーション活動に参加していただきます。		
送迎サービス	松戸市の、施設からおおむね半径3km以内の地域		
個人サービス	上記の介護保険関連のサービスとは別に、訪問美容師さんによる髪のカット、写真の焼き増しなどの個人的なサービスをご利用いただけます(全額自己負担となります)		

2. ご利用料金

介護保険で定められている金額です(ここに記載した料金は概算です)。介護保険を使用せず、実費での利用も可能です。法定代理受領の場合、介護報酬告示上の額の1割、2割、または3割、法定代理受領以外の場合、介護報酬告示上の額となります。1割～3割のどの負担割合かについては、負担割合証に記載されています。以下、1割負担の金額を提示します。

(1) 基本料金

①「要介護1から要介護5」の利用者の方

要介護度1から5のいずれかの認定を受けている利用者の方の場合、1日あたりの自己負担額は以下の表のとおりです。送迎サービスを含みます。

	1日あたりの単位数	自己負担額
要介護1	753	787 円
要介護2	890	930 円
要介護3	1,032	1,078 円
要介護4	1,172	1,224 円
要介護5	1,312	1,371 円

② 「要支援1」若しくは「要支援2」又は「事業対象者」の利用者の方

「要支援1」、「要支援2」および「事業対象者」の方の利用料金は、1回ごとの料金ではなく、月単位の定額料金となります。以下がその定額料金です。送迎サービスおよび入浴サービスを含みます。

	1ヶ月あたりの単位数	自己負担額
要支援1 要支援1相当の事業対象者	1,798	1,879 円
要支援2 要支援2相当の事業対象者	3,621	3,784 円

(2) 加算料金

要介護1から5までのいずれかの認定を受けている利用者の方については、入浴介護、機能訓練サービスを受ける場合、1回ごとに以下の料金が追加になります。

	自己負担額
入浴（介助浴）加算	57 円
個別機能訓練加算 I イ	59 円

送迎サービスをご利用にならない場合、片道ごとに以下の料金が減算されます。

	減算額
通所介護送迎減算	48円

介護職員の処遇を改善するための加算として以下の料金が追加になります。

	自己負担額
介護職員等処遇改善加算 I	料金の合計の 9.2%

要介護1から要介護5の方について、当館のサービス提供体制が強化されているものとして、1回ごとに以下の料金が追加となります。

	自己負担額
サービス提供体制強化加算 I	22円

要支援1若しくは要支援2又は事業対象者の方について、当館のサービス提供体制が強化されているものとして、1ヶ月あたり以下の料金が追加となります。

	自己負担額
サービス提供体制強化加算 I 21 (要支援1)	75 円
サービス提供体制強化加算 I 22 (要支援2)	150 円

(3) その他自己負担となるもの

	金額
食事代、おやつ代	880円/日(昼食代750円、お茶おやつ代130円)
特別な食事	実費(昼食代750円超過分)
行事参加費	実費(誕生会参加費など)
理美容代	別途料金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ オムツ代 120 円 尿パット 25 円・レクリエーション材料費実費など。 ・ レクリエーション基本料として月300円をいただきます。 (レクリエーション基本料は個人別に費用配布が困難な、コピー代、インク代、四季の行事、レクリエーション企画費などに充当します)

(4) キャンセル料

キャンセルの時期	金額
ご利用日前日の17時まで	無料
ご利用日前日の17時以降、及び当日のキャンセル	食事材料費880円

(5) お支払い方法

当月のご利用分を翌月10日までにご請求いたします。お支払方法は以下から選択ください。

お支払方法	説明
ゆうちょ口座からの自動引落	ゆうちょ口座をお持ちの方は、ゆうちょ口座からの自動引落をご利用ください。毎月20日の引き落としとなります。自動引き落とし料は1回当たり10円です。ゆうちょの場合、福祉事業に関しては、1回当たりの手数料が低く抑えられているため、可能な限りこちらをご利用ください。
その他金融機関口座からの自動引落	三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、千葉銀行、JA、信用金庫、信用組合などほとんどの金融機関の口座自動引落が可能です。毎月20日の引き落としとなります。ゆうちょ銀行の利用が難しい場合にご利用ください。自動引き落とし料は1回あたり110円です。
弊社口座への振込	直接弊社のゆうちょ銀行口座、または三菱UFJ銀行口座へ振り込んでいただくことも可能です。振込手数料はご負担願います。
現金	原則として現金でのお支払いは、特別な場合を除き取り扱っておりません。どうしても現金払いでないと困る方はお申し出ください。

3. 送迎時間について

お迎えの時間、お送りの時間はそれぞれ、 時 分ごろ、 時 分ごろとなります。

4. ご利用時間中の中止について

以下の事由に該当する場合には、ご利用時間中であってもサービス提供を中止する場合があります。

- ・ ご利用者がサービスの中止を希望された場合
- ・ 風邪などの病気により、他のお客様に感染する可能性が高い場合
- ・ ご利用当日の血圧、体温、脈拍等健康チェックの結果、体調不良と判断された場合

5. サービス提供記録の開示

当館におけるサービス提供の記録は、ご利用者の求めに応じ開示いたします。

6. 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護サービスに関する相談、要望、苦情等につきましては、以下へお申し出ください。

電話番号 047-340-2024 管理者兼生活相談員 石川敬治

受付時間 随時

相談・苦情につきましては、松戸市介護保険課給付班・千葉県国民健康保険団体連合会にお問い合わせいただくことも可能です。電話番号は以下の通りです。

電話番号 松戸市介護保険課給付班 : 047-366-7067

千葉県国保連合会 : 043-254-7428

7. その他

- 当館からの連絡事項は「連絡帳」にてお知らせします
- 施設の設備・器具などは、危険防止のため職員に確認の上ご利用ください。
- 当館は介護保険適用の施設のため、金品は一切お断りしております。また職員個人の住所・電話番号はお教えできませんのでご了承ください。

令和 年 月 日

私は、利用者に対して、デイサービス楽楽館の利用に関する重要事項の説明を、本書面に基づいて行いました。

事業法人住所	千葉県松戸市新松戸7-539
事業法人名称	株式会社楽楽館
代表取締役	石川 敬治
説明者	中井 聡子

私は、契約書および本書面により、デイサービスセンター楽楽館について重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者

住	所
氏	名

代理人(ご利用者が署名不可能な場合)

住	所
氏	名
ご利用者との関係	